


# WCIT-12(2012年世界国際電気通信会議)以降のインターネットガバナンスに関する議論の行方

総務省 情報通信国際戦略局  
国際政策課 国際広報官  
出口 岳人

# WCITにおけるITR改正の経緯

- ◆ 1990年、国際電気通信連合 (ITU)において、国際電話業務に関する一般原則、接続料金の計算・精算方法等を定めた国際電気通信規則 (ITR)が発効。

※ ITR: International Telecommunication Regulations




民営化、競争導入等、電気通信を巡る環境の大きな変化

## [国際電気通信連合]

(ITU: International Telecommunication Union)

- ・電気通信に関する国連の専門機関。
- ・193ヶ国が加盟。本部はジュネーブ
- ・役割: ①国際的な周波数の分配  
②電気通信の標準化  
③途上国に対する技術援助 等

- ◆ 2006年、ITUは、ITRを改正する会議 (WCIT)を2012年に開催することを決定。



・「アラブの春」等を受けた、新興・途上国でのネット規制・政府管理強化の動き  
・サイバーセキュリティの重要性に対する各国の意識の高まり

## [世界国際電気通信会議]

(WCIT: World Conferences on International Telecommunications)

- ・開催日程: 2012年12月3日～14日
- ・場所: アラブ首長国連邦・ドバイ
- ・参加者: 151ヶ国及び37団体から約1,600名

- ◆ WCITでは、ITU等の国際機関がインターネットを管理すべきか否か、セキュリティを理由としたネットワーク遮断やコンテンツ規制などインターネット上の表現の自由への国家介入につながる規定を盛り込むかが主な焦点に。

# (参考) サイバー空間の国際ルールに関する我が国の基本的考え方

- (a) インターネット規制の在り方については、政府だけではなく、企業やユーザーの市民も参画する形による対応(マルチステークホルダーアプローチ)が**最善の方法**である。
- (b) 情報が国境を越えて流通するインターネットから最大限の便益をユーザーが享受できる観点から、インターネット政策を国際的に調和させる必要がある。
- (c) 今後も、情報の自由な流通を享受し続けることができるよう国際的なコンセンサスを実現する。

(日英共同声明・日EU共同声明(2012年5月)要旨より)

# ITR改正の争点と各国のスタンス

主な争点	ロシア、アラブ、アフリカのスタンス	米国、欧州のスタンス	日本のスタンス
インターネット資源(IPアドレスやドメイン)に関する国やITUによる管理(インターネットガバナンス)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現行の民間主導のインターネット資源管理体制(ICANN)ではなく、国際機関等により割り当てられるべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 企業やユーザーの市民も参画する形によるマルチステークホルダーアプローチを支持 (ITUでインターネット資源を割り当てる必要はない)</li> </ul>	同左
インターネット上の表現の自由	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 政府によるインターネット上の表現(コンテンツ)に対する検閲、遮断等に関する規定を追加すべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ITRに、コンテンツ規制、検閲、遮断等に繋がるおそれのある規定を追加すべきでない</li> </ul>	同左
セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国際的に拘束力のあるITRにて「セキュリティ」を扱うべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ITRではコンテンツ規制、検閲、遮断等に繋がるおそれのある「セキュリティ」を扱うべきでない</li> <li>• 広範な意味をもつ「セキュリティ」ではなく、ネットワークの「堅牢性」に限定すべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• セキュリティ確保は重要だが、ネットワークの障害回避の側面に限定し、表現(コンテンツ)に対する検閲等が含まれない規定とすべき</li> </ul> <p>〔 例:ネットワークの「堅牢性」 〕</p>

# 改正の結果概要と我が国の対応

- ◆ ITRの改正規定案に関し、交渉過程で当初の規制的表現自体はかなり弱められた。
- ◆ しかしながら、最後まで米国、欧州諸国等とロシア、アラブ、アフリカ等が対立したため、異例の投票により改正ITRが成立。  
→我が国を含む、米国、欧州諸国を中心とした55ヶ国が署名せず。(署名国は89ヶ国)

## 【我が国が署名しなかった理由】

- インターネットに関する国による管理・規制やインターネットへの国連機関の関与について、米国、欧州等先進国とアラブ諸国、ロシア等の間に大きな考え方の相違があり、ITRのあるべき姿についての国際的な共通認識が未だ熟していない。

## 【参考：米国の対応】

- 米国は、グーグル、アマゾン、インテル、シスコ等も参加(総勢121名)。
- 本件を契機としてインターネットガバナンスに関する決議が議会で採択されたほか、WCITの結果についてホワイトハウスが見解を発表するなど、高い関心。

## (参考)ITRに新たに盛り込まれた主な事項

### <前文>

- ◆ 人権を尊重したITRの履行
- ◆ 国際電気通信サービスへの国のアクセス権

### <本文>

- ◆ ネットワークセキュリティ対策(努力義務)
- ◆ スпам対策(努力義務)
- ◆ その他の主な事項
  - ① 携帯電話の海外ローミング料金(利用料金の透明性確保、競争促進)
  - ② 国際電気通信ネットワーク投資の奨励
  - ③ エネルギー効率化及び電子廃棄物(e-waste)
  - ④ 国際電気通信サービスへの障害者のアクセス促進

※ あわせて、インターネットに対する国やITUの取組を求める決議(元はロシアの提案)が採択。

# WCIT-12で起きたこと

開会時、ITU事務総局長はコンセンサスを強調

And of course **by consensus**, I mean **consensus**, in the true tradition of ITU.

To reach **consensus**, delegates will need to show willingness to **compromise**.

しかし、多数決で、アフリカグループ提案の採用が決定（77か国が賛成、33か国が反対）

提案： *These Regulations recognize the right of access of Member States to international telecommunication services.*

閉会時 89か国が署名※、55カ国が署名せず

※その後、モーリタニアが同意し、現在は90カ国。

## 署名した国、しなかった国

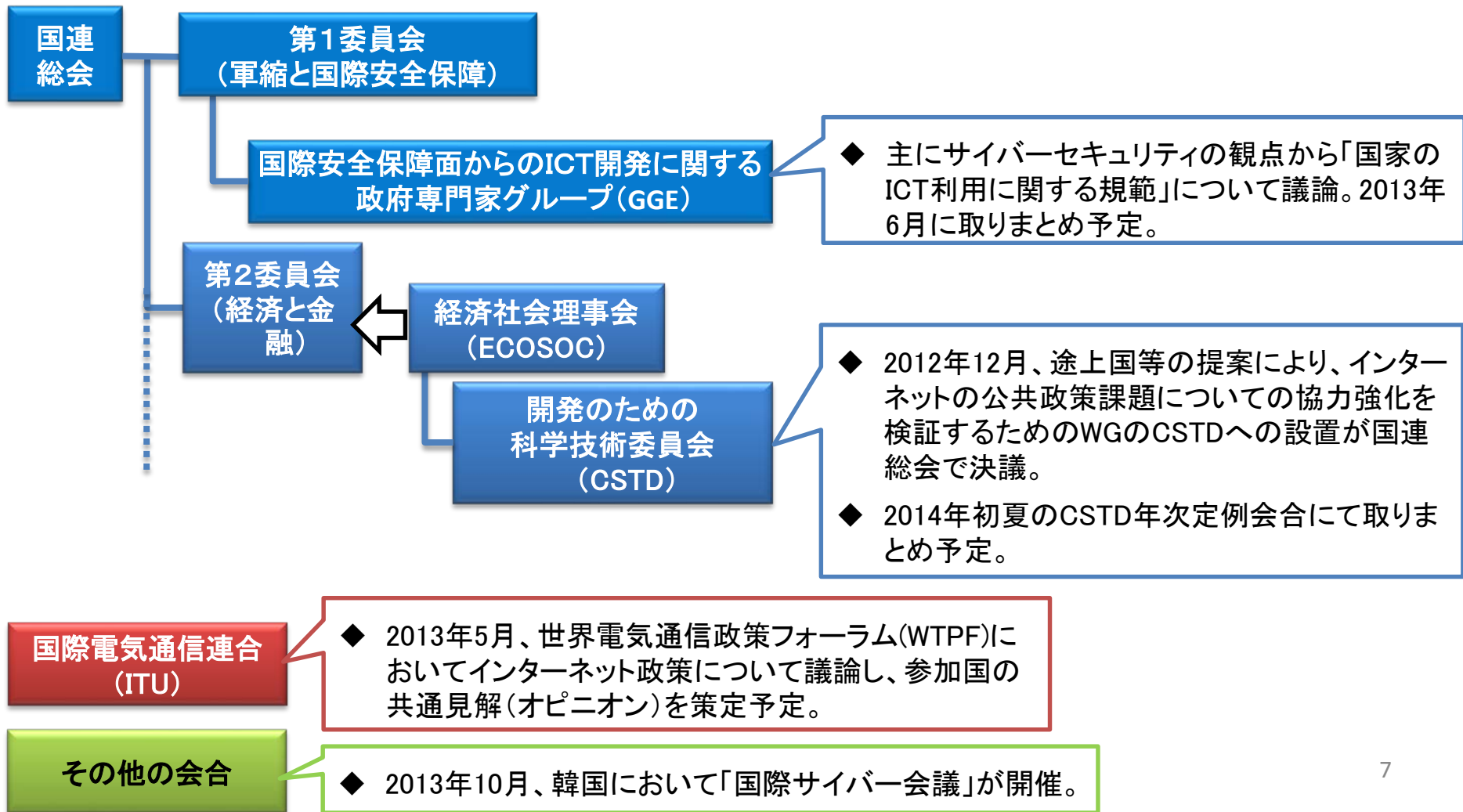
署名(89カ国): アラブ諸国、中南米の一部(アルゼンチン、ブラジル、キューバ、パラグアイ等)、アフリカの大多数、RCCの一部(ロシア、アゼルバイジャン等)、アジア太平洋の一部(タイ、マレーシア、韓国、シンガポール等)、欧州の一部(トルコ)

非署名(55カ国): 北米(米、カナダ)、欧州諸国、中南米の一部(コスタ・リカ、コロンビア、チリ等)、アフリカの一部(ケニア等)、RCCの一部(アルメニア、ベラルーシ等)、アジア太平洋の一部(日本、豪州、NZ、インド、フィリピン等)

→2015年1. 1から、事前に同意した国との間で改正ITRは発効

# サイバー空間の国際的なルールに関する議論の今後の動向

- ◆ サイバー空間の国際ルールについては、国連総会やITU、国際サイバー会議等を中心として、引き続き議論が行われる見込み。
- ◆ 2013年に国家のICT利用に関する規範についての議論が、2014～2015年にインターネット政策についての議論がそれぞれ取りまとめ予定。





# 第5回世界電気通信政策フォーラム(WTPF-13)概要

- 電気通信環境の急速な変化に伴う規制・政策問題について国際的な共通認識の醸成を目的として開催する会議。
- 本会合は、2013年5月14日～16日、ジュネーブ(スイス)で開催。
- 今回のテーマは、インターネットに関連する公共政策課題全般。
- 成果文書はオピニオン(会合参加者で合意された立場を示すもの)
  - ※成果文書に拘束力はないが、今後の各国における規制・政策に影響を与え得る。

## 第3回専門家会合(2013年2月6日～8日)におけるオピニオン案の検討状況

- 類似の事項を扱う複数国からの異なる提案を事務局が8つに分類し、検討。
  - IXPs(Internet Exchange Points)の促進に関する提案
  - IPv6導入のキャパシティビルディングに関する提案
  - IPv4からIPv6への移行支援に関する提案
  - 情報の自由な流通に関する提案
  - ブロードバンド接続拡大のための環境育成に関する提案
  - インターネットガバナンスにおけるマルチステークホルダー方式の支持に関する提案
  - マルチステークホルダーモデルにおける国の役割に関する提案
  - 協力強化(Enhanced Cooperation)に関する提案
  - 信頼性に関するフレームワーク及びX.509証明に関する提案
- 情報の自由な流通に関する提案(英国、イラン発案)、信頼性に関するフレームワーク及びX.509証明に関する提案(ペイパル発案)及びマルチステークホルダーモデルにおける国の役割に関する提案(ロシア、ブラジル、米国、APIG発案)の3つについては、オピニオン案として合意に至らず。
- 他の6つの提案(上記下線)をオピニオン案として、WTPF-13本番に提出予定。

第5回WTPF(2013年5月14日～16日)

第3回専門家会合(2013年2月6日～8日)

第2回専門家会合(2012年10月10～12日)

第1回専門家会合(2012年6月5日)

### 過去の開催状況

- 第1回(1996年): 衛星携帯電話
- 第2回(1998年): 電気通信サービスと貿易
- 第3回(2001年): IP電話
- 第4回(2009年): インターネット政策課題

# 2013年における国際会合

会合名	日程及び開催都市
UNESCO WSIS+10 Review Meeting	2/25-27 Paris
46 <sup>th</sup> ICANN Meeting	4/7-11 Beijing
5 <sup>th</sup> WTPF (World Telecommunication Policy Forum)	5/14-16 Geneva
16 <sup>th</sup> Session of CSTD, United Nations	6/ 3- 7 Geneva
47 <sup>th</sup> ICANN Meeting	7/14-18 Durban
3 <sup>rd</sup> International Conference on Cyberspace	10/17-18 Seoul
8 <sup>th</sup> IGF (Internet Governance Forum)	10/22-25(tbc) Bali
48 <sup>th</sup> ICANN Meeting	11/17-21 Buenos Aires
ITU World TELECOM	11/18-21 Bangkok
アジア太平洋地域 IGF	9/4-6 Seoul
日ASEAN サイバーセキュリティ閣僚会合	9/12-13(tbc) 東京

# 2014年における国際会合

- **ITU Plenipotentiary Conference**  
(ITU全権委員会議)

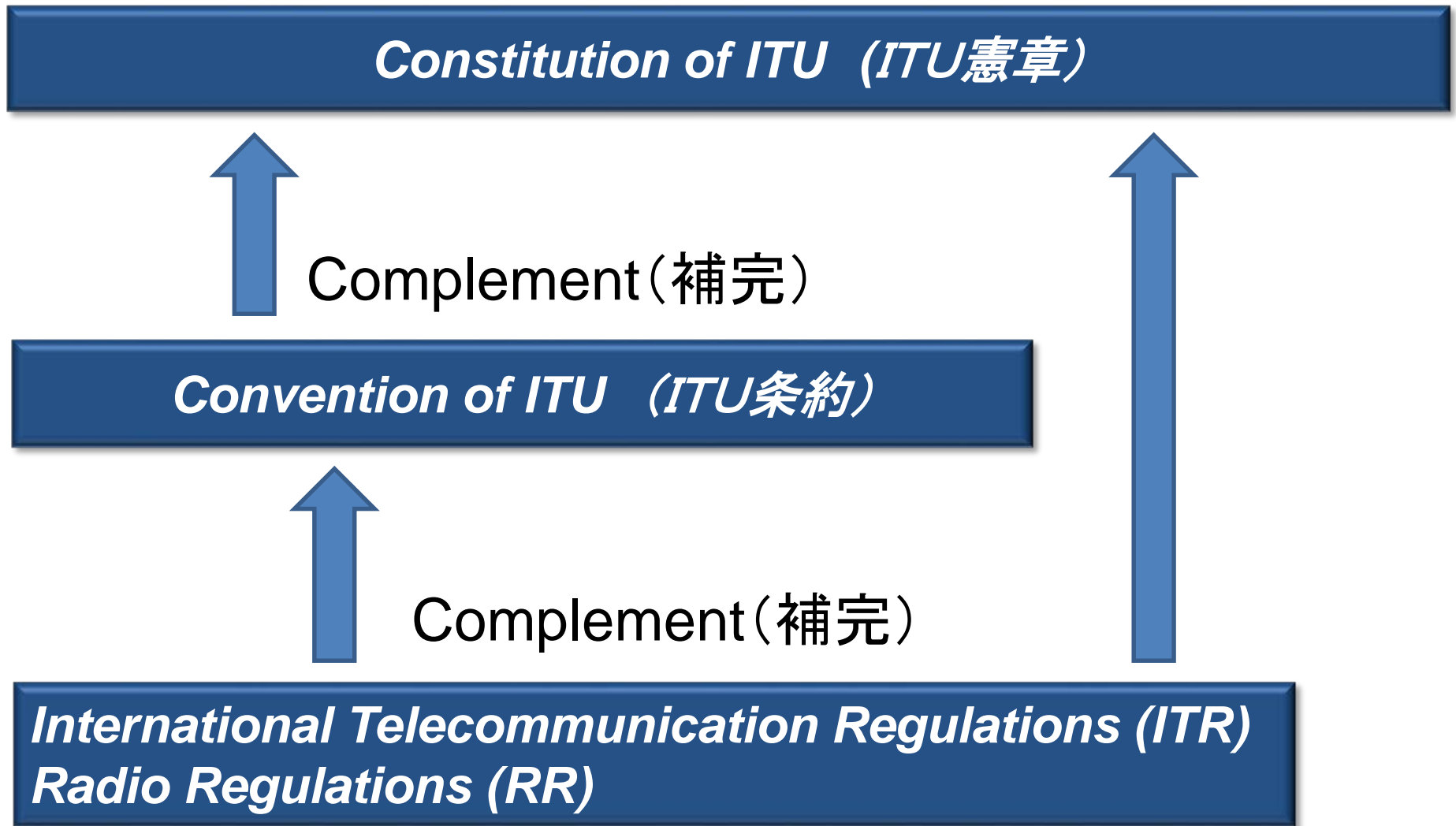
2014年10月20日～11月7日 韓国の釜山

- 事務総局長、次長、3局長などの選挙
- ITU憲章及びITU条約の改正



ITUの権限及び加盟国の権限を定める  
法的拘束力ある条約

# ITUの基本的な法体系



# ITUにおけるTelecommunicationの定義

## *Constitution of ITU (ITU憲章)*

### Annex : Definition of Certain Terms

有線、無線、光線その他の電磁的方式によるすべての種類の記号、信号、文言、影像、音響又は情報のすべての伝送、発射又は受信

Any transmission, emission or reception of signs, signals, writing, images and sounds or intelligence of any nature by wire, radio, optical or other electromagnetic systems.

## *International Telecommunication Regulations*

### 2.1 Telecommunication

上記の定義をそのままコピー



## ITU全権委員会議(2010年グアタラハラ)

### 【決議130】 ICT利用に係る信頼性及び安全性確保のためITUの役割強化(抜粋)

(原文)

ITU shall focus resources and programmes on those areas of cybersecurity within its core mandate and expertise, notably the technical and development spheres, and **not including areas related to Member States' application of legal or policy principles related to national defence, national security, content, and cybercrime, which are within their sovereign rights,** although, this does not however exclude ITU from carrying out its mandate to develop technical recommendations designed to reduce vulnerabilities in the ICT infrastructure

(仮訳)

ITUは、サイバーセキュリティの領域に関し、その資源及びプログラムを、核となる権限及び専門的知識の範囲内で、特に技術及び開発の領域に集中しなければならない。また、**構成国の主権内にある国家防衛、国家安全保障、コンテンツ及びサイバー犯罪に関して、構成国が法及び政策原則を適用する分野は含まない。**ただし、そのことは、ICTインフラの脆弱性を減少させるため、技術的な勧告を発展させる権限をITUが実行することを除外するものではない。

# ITU全権委員会議へのプロセス

- 2013年中に、6地域で各々準備会合を開催し、地域としての意見の集約を開始。
- 一定の集約ができた段階で、順次、ITU事務局あてに「提案」を提出。

## 6地域:

Africa, Americas, Arab, Asia-Pacific※, CIS, Europe

(※)第1回会合を4月2・3日に開催。全4回開催予定

# WG on Enhanced Cooperation (1)

---

国連総会決議 67/195 (2012年末に採択)は、CSTD議長 に対し、Working Group on Enhanced Cooperation の設立を招請

- to examine the mandate of the WSIS regarding enhanced cooperation
- to make recommendations on how to fully implement this mandate
- 報告書は、an input to the overall review of the outcomes of the WSIS として、2014年CSTD年次会合(例年5～6月)に提出



# CSTDとは

Commission on Science and Technology for Development (CSTD)

- 国連経済社会理事会の下部組織
- メンバーは43か国(ただし、現参加国は41)
- 毎年5～6月にジュネーブで年次総会開催
- WSIS後に採択された国連総会決議 60/252 に基づき、国連経済社会理事会が実施する「WSIS成果の全体的なレビュー」作業を補助

国連総会は、国連経済社会理事会からのインプットを踏まえ、2015年末に決議を採択の予定

# Enhanced Cooperation とは



## ‘Agenda for the Information Society’



adopted at the Tunis Phase of WSIS in November 2005

69. We further recognize the need for **enhanced cooperation** in the future, to enable **governments, on an equal footing**, to carry out their roles and responsibilities, in **international public policy issues pertaining to the Internet**, but not in the day-to-day technical and operational matters, .....
70. ....**such cooperation** should include the development of globally-applicable principles on public policy issues associated with the **coordination and management of critical Internet resources**.

# WG on Enhanced Cooperation (2)

---

- 国連決議67/195を受け、CSTD議長は2月13日、WGの構成を発表  
政府：5地域から各4カ国＋スイスとチュニジア（計22カ国）  
市民社会、産業、技術・学術、国際機関：各5名（計20名）
- CSTD議長は3月中旬にはメンバーを決め、4～5月にWG会合を2回開催する意向

# (まとめ) 今後のグローバルな議論の場

---

- 2013 WG on Enhanced Cooperation 設置  
World Telecommunication Policy Forum
- 2014 CSTD年次総会 (Enhanced Cooperation)  
ITU全権委員会議
- 2015 CSTD年次総会 (国連総会の準備)  
国連総会 (WSIS全体レビュー)